

有機溶剤等の必要な表示類一覧

		有機溶剤中毒予防規則(及び準用)						特定化学物質障害予防規則				
第1種有機溶剤	1, 2-ジクロロエチレン 二硫化炭素	第一種有機溶剤等				<p>(1) 有機溶剤を入れた容器を使用 中でないものには、必ずふた を閉めること。</p> <p>(2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等作業場 内へ持ち込まないこと。</p> <p>(3) 作業終了後、作業場内、 有機溶剤の蒸気の吸入を防止 するために、作業場内を 十分に換気すること。</p> <p>(4) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p> <p>(5) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p>	<p>一、有機溶剤の人体に及ぼす作用 (主な症状)</p> <p>(1) 頭痛</p> <p>(2) けいれん</p> <p>(3) めまい</p> <p>(4) 嘔吐</p> <p>(5) 肝臓障害</p>	<p>二、取扱以上の注意事項</p>	<p>有機溶剤 作業主任者の職務</p> <p>1. 作業に必要とする有機溶剤の種類により危険 性、毒性の異なるものを区別し、作業場の 内外を区別し、労働者を指導すること。</p> <p>2. 有機溶剤の種類、フロン化有機溶剤類又は 高沸点有機溶剤類1行を記載したラベルを 貼付すること。</p> <p>3. 有機溶剤の使用状況を把握すること。</p> <p>4. 労働者の健康状態について有機溶剤に労働者 が曝露するときは、重大な健康被害の発生 が疑われる場合には、労働者を 救急処置施設に搬送すること。</p> <p>作業主任者 氏 名</p>			
第2種有機溶剤	アセトン キシレン トルエン他		第二種有機溶剤等				<p>(1) 有機溶剤を入れた容器を使用 中でないものには、必ずふた を閉めること。</p> <p>(2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等作業場 内へ持ち込まないこと。</p> <p>(3) 作業終了後、作業場内、 有機溶剤の蒸気の吸入を防止 するために、作業場内を 十分に換気すること。</p> <p>(4) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p> <p>(5) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p>	<p>一、有機溶剤の人体に及ぼす作用 (主な症状)</p> <p>(1) 頭痛</p> <p>(2) けいれん</p> <p>(3) めまい</p> <p>(4) 嘔吐</p> <p>(5) 肝臓障害</p>	<p>二、取扱以上の注意事項</p>	<p>有機溶剤 作業主任者の職務</p> <p>1. 作業に必要とする有機溶剤の種類により危険 性、毒性の異なるものを区別し、作業場の 内外を区別し、労働者を指導すること。</p> <p>2. 有機溶剤の種類、フロン化有機溶剤類又は 高沸点有機溶剤類1行を記載したラベルを 貼付すること。</p> <p>3. 有機溶剤の使用状況を把握すること。</p> <p>4. 労働者の健康状態について有機溶剤に労働者 が曝露するときは、重大な健康被害の発生 が疑われる場合には、労働者を 救急処置施設に搬送すること。</p> <p>作業主任者 氏 名</p>		
第3種有機溶剤	ガソリン 石油エーテル ミネラルスピリット他		第三種有機溶剤等				<p>(1) 有機溶剤を入れた容器を使用 中でないものには、必ずふた を閉めること。</p> <p>(2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等作業場 内へ持ち込まないこと。</p> <p>(3) 作業終了後、作業場内、 有機溶剤の蒸気の吸入を防止 するために、作業場内を 十分に換気すること。</p> <p>(4) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p> <p>(5) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p>	<p>一、有機溶剤の人体に及ぼす作用 (主な症状)</p> <p>(1) 頭痛</p> <p>(2) けいれん</p> <p>(3) めまい</p> <p>(4) 嘔吐</p> <p>(5) 肝臓障害</p>	<p>二、取扱以上の注意事項</p>	<p>有機溶剤 作業主任者の職務</p> <p>1. 作業に必要とする有機溶剤の種類により危険 性、毒性の異なるものを区別し、作業場の 内外を区別し、労働者を指導すること。</p> <p>2. 有機溶剤の種類、フロン化有機溶剤類又は 高沸点有機溶剤類1行を記載したラベルを 貼付すること。</p> <p>3. 有機溶剤の使用状況を把握すること。</p> <p>4. 労働者の健康状態について有機溶剤に労働者 が曝露するときは、重大な健康被害の発生 が疑われる場合には、労働者を 救急処置施設に搬送すること。</p> <p>作業主任者 氏 名</p>	<p>有機溶剤作業 主任者技能講 習修了者から 選任</p>	
特化物 (特別有機溶剤)	クロロホルム 四塩化炭素 1, 2-ジクロロエタン 1, 1, 2, 2- テトラクロロエタン トリクロロエチレン	第一種有機溶剤等				<p>(1) 有機溶剤を入れた容器を使用 中でないものには、必ずふた を閉めること。</p> <p>(2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等作業場 内へ持ち込まないこと。</p> <p>(3) 作業終了後、作業場内、 有機溶剤の蒸気の吸入を防止 するために、作業場内を 十分に換気すること。</p> <p>(4) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p> <p>(5) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p>	<p>一、有機溶剤の人体に及ぼす作用 (主な症状)</p> <p>(1) 頭痛</p> <p>(2) けいれん</p> <p>(3) めまい</p> <p>(4) 嘔吐</p> <p>(5) 肝臓障害</p>	<p>二、取扱以上の注意事項</p>	<p>クロロホルム CHCl₃</p> <p>特定化学物質 作業主任者の職務</p> <p>1. 作業に必要とする有機溶剤の種類により危険 性、毒性の異なるものを区別し、作業場の 内外を区別し、労働者を指導すること。</p> <p>2. 有機溶剤の種類、フロン化有機溶剤類又は 高沸点有機溶剤類1行を記載したラベルを 貼付すること。</p> <p>3. 有機溶剤の使用状況を把握すること。</p> <p>4. 労働者の健康状態について有機溶剤に労働者 が曝露するときは、重大な健康被害の発生 が疑われる場合には、労働者を 救急処置施設に搬送すること。</p> <p>作業主任者 氏 名</p>			
	1, 4-ジオキサ ジクロロメタン スチレン テトラクロロエチレン メチルイソブチルケトン 1, 2-ジクロロプロパン (払拭、洗浄のみ) エチルベンゼン(塗装のみ)		第二種有機溶剤等				<p>(1) 有機溶剤を入れた容器を使用 中でないものには、必ずふた を閉めること。</p> <p>(2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等作業場 内へ持ち込まないこと。</p> <p>(3) 作業終了後、作業場内、 有機溶剤の蒸気の吸入を防止 するために、作業場内を 十分に換気すること。</p> <p>(4) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p> <p>(5) 作業中に、有機溶剤の 蒸気による健康被害の 発生を防止するために、 作業場内を定期的に 検閲すること。</p>	<p>一、有機溶剤の人体に及ぼす作用 (主な症状)</p> <p>(1) 頭痛</p> <p>(2) けいれん</p> <p>(3) めまい</p> <p>(4) 嘔吐</p> <p>(5) 肝臓障害</p>	<p>二、取扱以上の注意事項</p>	<p>クロロホルム CHCl₃</p> <p>特定化学物質 作業主任者の職務</p> <p>1. 作業に必要とする有機溶剤の種類により危険 性、毒性の異なるものを区別し、作業場の 内外を区別し、労働者を指導すること。</p> <p>2. 有機溶剤の種類、フロン化有機溶剤類又は 高沸点有機溶剤類1行を記載したラベルを 貼付すること。</p> <p>3. 有機溶剤の使用状況を把握すること。</p> <p>4. 労働者の健康状態について有機溶剤に労働者 が曝露するときは、重大な健康被害の発生 が疑われる場合には、労働者を 救急処置施設に搬送すること。</p> <p>作業主任者 氏 名</p>		

「試験・研究」業務は不要